

令和3年6月18日

公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック所属チーム 各位



公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック長 松本 行弘

「緊急事態宣言」解除後のチーム活動について

愛知県に発出されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の「緊急事態宣言」、岐阜県、三重県に発出されていましたが「まん延防止等重点措置」が6月20日をもって解除となり、愛知県においては「まん延防止重点処置」への移行となりました。中日本ブロックとしましては「R3.5.28」発出の「緊急事態宣言」に伴うチーム活動条件は取り止めますが引き続き（R3.1.7）及び（R3.4.15）発出の連盟通達を遵守し活動を行って下さい。

尚「緊急事態宣言」は解除されましたが、コロナ感染が終息したわけではなく各地域の全ての活動に於いて感染のリスクはゼロでは無い事を承知し、連盟発出の「感染拡大防止ガイドライン」徹底遵守の再確認をお願い致します。

《活動における注意事項》

- (1) 密にならないよう分散練習とする。
- (2) 昼食時の黙食、分散。
- (3) 試合会場及び練習場への移動時、車中マスク着用、換気の徹底
- (4) 大会参加時の人数制限等 感染対策の厳格遵守

連盟発出の「感染拡大防止のガイドライン（02.10.12 発出）」を遵守するとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますようお願いいたします。

以上